

田宮病院 介護医療院

身体拘束適正化の指針

田宮病院

田宮病院 介護医療院 身体拘束適正化の指針

1. 当院における身体拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。田宮病院介護医療院(以下、「当施設」という)では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1)身体拘束禁止の基本方針

介護医療院サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその他の行動を制限する行為は行いません。

(2)緊急やむを得ない場合の例外3要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病や必要となる介護を理解したうえで、身体拘束を行なわないケアを提供することが原則です。例外的に以下の3要件全てを満たす状態にある場合には、必要最低限の身体拘束を行なうことがあります。

- ①切迫性:利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされ緊急性が高いこと
- ②非代替性:身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替方法がないこと
- ③一時性:身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

【身体拘束及びその他の行動制限禁止の対象となる具体的な行為】

- ①徘徊や他の利用者への迷惑行為を防ぐために、車椅子や椅子又はベッドに体幹や四肢を紐等で縛る行為
- ②転落しないようにベッドに体幹や四肢を紐等で縛る行為
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵やサイドレールで囲む行為
- ④点滴や経管栄養チューブを抜かないように四肢を紐等で縛る行為
- ⑤点滴や経管栄養チューブを抜かないように、又は皮膚を搔きむしらぬよう手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける行為
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないよう、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける行為
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する行為
- ⑧脱衣やオムツ外しを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる行為
- ⑨行動を落ち着かせるために、向精神病薬を過剰に服用させる行為
- ⑩自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する行為
- ⑪言葉によって相手の行動を制限することや抑制する行為(スピーチロック)

2. 施設内で発生した身体拘束の報告方法等の方策に関する基本指針

本人又は他の利用者の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合に、本人や家族等への説明を行ない同意を得て行います。また、身体拘束を行なった場合は、当施設医師をはじめ看護・介護職員、リハビリ職員等の多職種により十分な観察を行なうとともに、その行なうケアの質の評価及び経過記録を行ない、できるだけ早期に身体拘束を解除すべく努力します。身体拘束適性化委員会に報告し、委員会内でも早期解除に向けた協議を行います。身体拘束の手順等は、別に定める規定やマニュアルに順じます。

3. その他身体拘束適性化推進のために必要な基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないため、日常的に以下の事に取り組みます。

- ①利用者主体の行動、尊厳のある生活援助に努めます。
- ②言葉や対応などで利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を心がけます。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的・精神的自由を妨げるような行為は慎みます。
- ⑤「やむを得ない」と、身体拘束及びその他の行動制限に該当する行為を行なっていないか、常に振り返りながら利用者が主体な生活が送れるように努めます。

4. 身体拘束適正化委員会、その他施設内の組織に関する事項及び報告方法等の方策に関する基本方針

(1) 委員会の設置

当施設では、身体拘束適正化の具体的な対応を図るとともに、施設内で発生した身体拘束の一元的な情報収集を目的に身体拘束適正化委員会(以下「委員会」という)を設置します。

(2) 委員の構成

- ①管理者（医師）
- ②看護部長
- ③看護師長
- ④看護職員（田宮病院 行動制限最小化委員会委員長含む）
- ⑤介護職員
- ⑥リハビリ職員
- ⑦介護支援専門員

構成委員の責務は別に定める規定に順じます。

(3)委員会の開催

委員会は月1回開催するとともに、必要に応じて臨時で開催することとします。以下の事項について審議します。

- ①当施設内の身体拘束実施状況の情報収集に関すること
- ②身体拘束実施状況に対する妥当性の判断と早期解除に向けた協議に関すること
- ③緊急やむを得ない場合の身体拘束マニュアルの整備に関すること
- ④職員を対象とした身体拘束適正化に関する研修会の企画と実施に関すること
- ⑤身体拘束適正化に関する当施設内での取り組みに関する情報共有
- ⑥その他、当施設内での身体拘束適正化のために必要な事項に関すること

(4)委員会での審議事項の周知

委員会において審議した内容は、施設職員をはじめ関係職種に対して議事録の回覧により周知します。

5. 身体拘束適性化のための職員研修に関する基本方針

委員会において施設職員を対象に身体拘束適正化に関する研修会を定期的かつ継続的に実施します。なお、現任者については研修会を年2回の実施し100%の参加率を目指します。新任者においては採用時(配属時も含む)に研修会を実施します。

6. 緊急やむを得ない場合の身体拘束実施手順

身体拘束が必要な事象が発生した場合には、別に定める身体拘束マニュアルに順じ、緊急やむを得ない身体拘束として限定期に身体拘束を行なうものとします。

7. 利用者に対する本指針の閲覧に関する基本方針

当施設の本指針は、利用者の求めに応じて、いつでも院内にて閲覧できるようにします。

8. その他

本方針を具体的に実施するために、委員会規定及び身体拘束マニュアルを別に定めます。本方針及び委員会規定、身体拘束マニュアルは、委員会において審議し、必要に応じて改定します。

(附則)

本方針は、2020年1月31日制定

本方針は、2020年2月1日より施行